

相模川 川づくりのための土砂環境整備検討会－規約

- (名称)
第 1 条 本会は相模川 川づくりのための土砂環境整備検討会（以下「検討会」という）と称する。
- (目的)
第 2 条 本検討会は、相模川の健全な土砂環境を目指した取り組みとして、相模川水系土砂管理懇談会における提言内容の具体的な実施方策について、市民、学識経験者、関係機関、行政が一堂に会して議論を深める場として設置する。
- (定義)
第 3 条 検討会は、相模ダム周辺から河口、宮ヶ瀬ダムから本川合流点の河道及び相模川河口周辺の海岸を検討対象区間とし、土砂環境改善を目指した対応について、それに関する具体的な実施内容や、その他の検討について議論する。
- (構成)
第 4 条 検討会は、別表-1 の委員をもって構成する。ただし、必要が生じた場合は本会に諮って新たに委員を指名することができる。
二. 検討会は、必要に応じて、別表-1 に掲げる者以外の参加を求めることができる。
三. 検討会には、必要に応じて分科会をおくことができる。
- (座長)
第 5 条 検討会には、座長を置く。
二. 座長は各委員の互選により選出する。
三. 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (会議)
第 6 条 検討会は、座長が必要と認める時、もしくは委員から要請があった場合開催する。
- (事務局)
第 7 条 検討会の事務局は、神奈川県県土整備局、神奈川県企業庁企業局、国土交通省京浜河川事務所に置く。
- (雑則)
第 8 条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度、検討会に諮り定める。
- (会議の公開)
第 9 条 検討会資料及び議事要旨は速やかに公開するものとする。
二. 議事要旨は、座長の了解を得て公開するものとする。
三. 別に定める検討会傍聴規定により傍聴するものとする。
- (附則) この規約は、平成 15 年 12 月 12 日より施行する。
(附則) この規約は、平成 20 年 3 月 21 日より施行する。
(附則) この規約は、平成 24 年 3 月 22 日より施行する。
(附則) この規約は、平成 26 年 3 月 24 日より施行する。
(附則) この規約は、平成 26 年 10 月 8 日より施行する。

相模川 川づくりのための土砂環境整備検討会 委員名簿（平成 26 年度）

区分	氏 名	所 属
市民	氏家 雅仁	桂川・相模川流域協議会
	篠田 授樹	桂川をきれいにする会
学識者	浅枝 隆	埼玉大学大学院 理工学研究科環境制御工学専攻 教授
	利波 之徳	神奈川県水産技術センター 内水面試験場長
	佐藤 慎司	東京大学大学院 工学系研究科社会基盤工学専攻 教授
	星野 義延	東京農工大学 農学部地域生態システム学科 准教授
	山本 晃一	公益財団法人 河川財団 河川総合研究所 所長
関係機関	細野 収司	相模川沿岸用水堰連合会長
	木藤 照雄	相模川漁業協同組合連合会 代表理事会長
	市川 学	神奈川県内広域水道企業団 技術部長
行政関係	水上 文明	山梨県 県土整備部 治水課長
	保坂 秀人	山梨県 県土整備部 砂防課長
	鈴木 勲生	神奈川県 県土整備局 河川下水道部 流域海岸企画課長
	横溝 博之	神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課長
	久保 徹	神奈川県 県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課長
	上前 行男	神奈川県 県土整備局 厚木土木事務所長
	酒井 修一	神奈川県 企業庁 企業局 利水電気部 利水課長
	菅野 泰彦	神奈川県 企業庁 企業局 相模川水系ダム管理事務所長
	影山 雅映	神奈川県 企業庁 企業局 相模川水系ダム管理事務所 相模ダム管理所長
	杉山 文章	神奈川県 環境農政局 農政部 農地保全課長
	鵜飼 俊行	神奈川県 環境農政局 水・緑部 水産課長
	野崎 広仁	上野原市 企画課長
	野崎 寿徳	相模原市 環境経済局 環境共生部 水みどり環境課長
	谷口 英博	国土交通省 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所長
	船橋 昇治	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所長

相模川 川づくりのための土砂環境整備検討会 傍聴規定

(趣旨)

- 第1条 本規定は、相模川川づくりのための土砂環境整備検討会（以下「検討会」という）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

(傍聴席の区分)

- 第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴者受付)

- 第3条 事務局は傍聴者受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴者受付にて住所・氏名・年齢を記入するものとする。
- 2 傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴者とし、定員を超える場合は受付の先着順により傍聴者を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

- 第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。
- (1)第3条により決定した傍聴者以外の者
- (2)審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

- 第5条 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

- 第6条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に座長の許可を得た場合は、この限りではない。

(秩序の維持)

- 第7条 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な事項の指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。
- 2 座長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示されたにもかかわらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(その他)

- 第8条 この規定の変更やこの規定に定めのない事項は、座長が検討会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- この規定は、平成20年3月21日から施行する。

相模川 川づくりのための土砂環境整備検討会 出席者名簿（平成26年度）

区分	氏 名	所 属	出欠
市民	氏家 雅仁	桂川・相模川流域協議会	○
	篠田 授樹	桂川をきれいにする会	○
学識者	浅枝 隆	埼玉大学大学院 理工学研究科環境制御工学専攻 教授	○
	利波 之徳	神奈川県水産技術センター 内水面試験場長	○
	佐藤 慎司	東京大学大学院 工学系研究科社会基盤工学専攻 教授	○
	星野 義延	東京農工大学 農学部地域生態システム学科 准教授	○
	山本 晃一	公益財団法人 河川財団 河川総合研究所 所長	○
関係機関	細野 収司	相模川沿岸用水堰連合会長	代理：山本輝和
	木藤 照雄	相模川漁業協同組合連合会 代表理事会長	○
	市川 学	神奈川県内広域水道企業団 技術部長	代理：小池健一
行政関係	水上 文明	山梨県 県土整備部 治水課長	代理：丸山寛
	保坂 秀人	山梨県 県土整備部 砂防課長	代理：手塚正昭
	鈴木 勲生	神奈川県 県土整備局 河川下水道部 流域海岸企画課長	代理：小田切学
	横溝 博之	神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課長	代理：前田裕
	久保 徹	神奈川県 県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課長	代理：角井真吾
	上前 行男	神奈川県 県土整備局 厚木土木事務所長	代理：手嶋勝夫
	酒井 修一	神奈川県 企業庁 企業局 利水電気部 利水課長	○
	菅野 泰彦	神奈川県 企業庁 企業局 相模川水系ダム管理事務所長	○
	影山 雅映	神奈川県 企業庁 企業局 相模川水系ダム管理事務所 相模ダム管理所長	○
	杉山 文章	神奈川県 環境農政局 農政部 農地保全課長	代理：吉田寿
	鶴飼 俊行	神奈川県 環境農政局 水・緑部 水産課長	代理：勝呂尚之
	野崎 広仁	上野原市 企画課長	×
	野崎 寿徳	相模原市 環境経済局 環境共生部 水みどり環境課長	×
	谷口 英博	国土交通省 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所長	○
	船橋 昇治	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所長	○
事務局	田上 祐二	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 副所長	○
	山口 正裕	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 計画課長	○
	甲田 知正	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 計画課 専門官	○
	平野 功一	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 計画課 河川分析評価係長	○
	関島 卓也	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 計画課 企画係長	○
	川上 朋美	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 計画課 技官	○
	高野 政和	神奈川県 県土整備局 河川下水道部 流域海岸企画課 副技幹	○
	小田切 学	神奈川県 県土整備局 河川下水道部 流域海岸企画課 副技幹	○
	渡邊 智紀	神奈川県 企業庁 企業局 利水電気部 利水課 主査	○

○：出席、×：欠席

